南相馬市地域防災計画の修正（素案）　主な概要

南相馬市 MINAMISOMA

■平成30年３月改訂以降 本市を含む社会情勢等の主な変化

1　新たな福島県地震・津波被害想定の公表
2　警戒レベルの導入
3　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震「津波避難対策特別強化地域」の指定
4　北海道・三陸沖後発地震注意情報の導入
5　災害の経験
6　市水防計画の経年

1　新たな福島県地震・津波被害想定の公表

令和４年１１月、約２５年ぶりに新たな被害想定を県が公表

■被害想定調査の目的：防災に係る各種計画の改正に寄与

最新の科学的知見や近年国内発生の地震における課題や教訓等を反映

①防災対策を検討するための基礎資料
②対策を講じた場合の減災効果を示し、自助・共助の取組を推進
③市町村毎の被害を示し地域毎の防災対策の検討に資する

■想定の対象とした地震

①福島盆地西縁断層帯を震源とする地震
②会津盆地東縁断層帯を震源とする地震
③想定東北地方太平洋沖地震
④各市町村直下の地震

本市の被害が最大となるのは・・・
冬　１８時　③想定東北地方太平洋沖地震
※前回被害最大双葉断層地震：３０年発生確率ほぼ０％

○各種対策により見込まれる
『減災効果』
も示された。

○新たな被害想定に対応する防災（減災）対策の重要性

2　警戒レベルの導入

令和３年５月に「避難情報に関するガイドライン」が改訂され、
・「避難勧告」の廃止、
・「避難準備・高齢者等避難開始」の名称変更等により、
➡避難のタイミング、対象を明確化

・災害発生、切迫し、避難場所等への避難が安全にできない場合に自宅等で緊急的に安全確保を促す情報
➡警戒レベル５「緊急安全確保」を位置づけ

自治体からの避難情報を住民等の避難行動に結びつけ、直感的に分かりやすい表現へ変更

3　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震「津波避難対策特別強化地域」の指定

本市の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による地域指定経過

H18　地震防災対策推進地域
⇒防災対策推進計画策定義務
⇒地域防災計画に位置付け

R4.9　津波避難対策特別強化地域

津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための必要な措置を講じなければならない

4　北海道・三陸沖後発地震注意情報の導入

根室沖から三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺でMw7.0以上の地震の発生時に、後発地震への注意を促す情報を発表

防災対応（備えの再確認）を１週間呼び掛け

○発信時に大規模地震が必ず発生するものではないことを踏まえ、平時からの地震への備えの重要性や社会経済活動を継続した上で必要な防災対応をとるべきことを日頃から周知啓発
※後発地震 主な事例：東日本大震災

5　災害の経験

災害の経験による教訓・ノウハウの蓄積
○令和元年台風第１９号
○令和３年福島県沖地震
○令和４年３月福島県沖地震
○令和５年９月台風第１３号
など

【課題】
○初動体制強化
（事務分掌検討、役割の理解）
○事前に予想が可能な風水害に対しての事前の備え
○職員の安全確保
など

6　市水防計画の経年　など

○水防計画の策定が平成１９年度であり、この間の防災関係法令改正、避難のための基準水位等の変更等を反映する必要性

○令和３年２月通知の「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」により、水防法に基づく水防計画を定めた内容のすべてを、地域防災計画と一体化できることについて技術的助言

○水防本部と災害対策本部の一本化

1　新たな福島県地震・津波被害想定の公表（その１）

福島県地震・津波被害想定調査結果（全面見直し）の公表

福島県防災会議は令和４年１１月、地震防災対策特別措置法に基づく「地震・津波被害想定調査結果」を約２５年ぶりに見直し

【本市の想定地震が変更】

双葉断層地震
福島県沖地震　⇒　**想定東北地方太平洋地震**

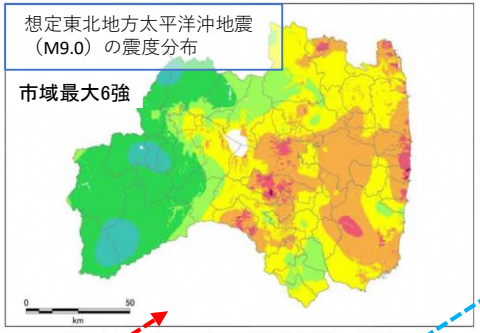

図Ⅱ-1-8-7　想定東北地方太平洋沖地震の震度分布

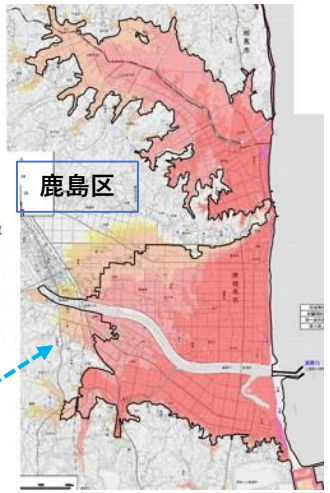

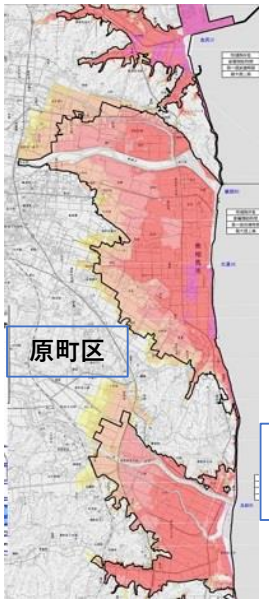

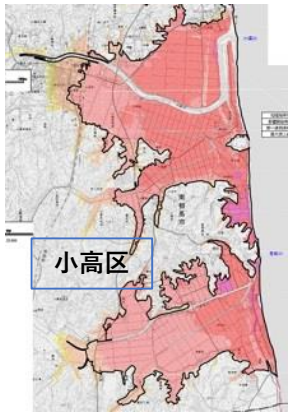

津波浸水想定区域図（R4.8月）
は東日本大震災
□の津波浸水区域

【調査の概要】

■地震…以下４タイプの地震を想定

(1)福島盆地西縁断層帯を震源とする地震（M7.8）
(2)会津盆地東縁断層帯を震源とする地震（M7.7）
(3)想定東北地方太平洋沖地震（M9.0）
(4)各市町村直下（役所直下）の地震（M7.3）
※発生時刻は3パターン（冬季5時、夏季12時、冬季18時）でそれぞれシミュレーション

■津波…令和4年8月県公表の最大規模津波浸水想定

平成31年3月公表の津波浸水想定と比較し、防潮堤整備の反映により浸水想定面積は約5%減少しているものの、潮位について朔望平均満潮位を用い、震災時の天文満潮位よりも1.3m潮位が高い条件設定のため、東日本大震災の津波浸水区域より浸水範囲は広い。

	影響開始時間	第一波到達時間	最大遡上高[T.P.+m]
鹿島海岸	13分	49分	22.8m
原町・小高海岸	13分	44分	23.3m

■被害想定

本市では「想定東北地方太平洋沖地震」が「冬季18時」に発生し、それに付随して、最大規模の津波が襲来した場合の被害が最大（市内最大震度6強、津波浸水面積4,418ha）

これまでの被害想定：双葉断層地震

■人的被害想定（人）

	地震及び火災	合計
死者	263	263
負傷者	1,249	1,249

■建物被害想定（棟）

	地震	火災	合計
大破・倒壊	3,733	1,410	5,143

■避難者想定（人）

	避難者数
家屋損失	5,200
ﾗｲﾌﾗｲﾝ支障	6,094
合計	11,294

【参考】福島県沖地震

死者	25
建物被害	339
避難者	3,056

新たな被害想定：想定東北地方太平洋沖地震

■人的被害想定（人）

	建物倒壊	塀倒壊等	急傾斜地	火災	津波	合計
死者	4	※	※	4	87	96
負傷者	198	※	※	50	10	258

表中※は小数第１位以下を四捨五入しているため内訳が合計と合わない。

■住家被害想定（棟）

	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	津波	合計
全壊	126	116	5	110	912	1,269
半壊	1,799	620	10		676	3,105

■避難者想定（人）

	被災1日後	被災1週間後	被災1か月後
避難所	2,126	2,373	1,279
避難所以外	1,134	1,395	2,985
合計	3,259	3,768	4,265

表中の数字は小数第１位を四捨五入している。
表中※は「わずか」

■災害廃棄物発生想定（ｔ）

	可燃物	不燃物	コンクリ	金属	角材	合計	津波堆積物
数量	27,840	160,806	231,511	14,324	10,403	444,884	1,034,083

1　新たな福島県地震・津波被害想定の公表（その２）

対策を講じた場合の減災効果

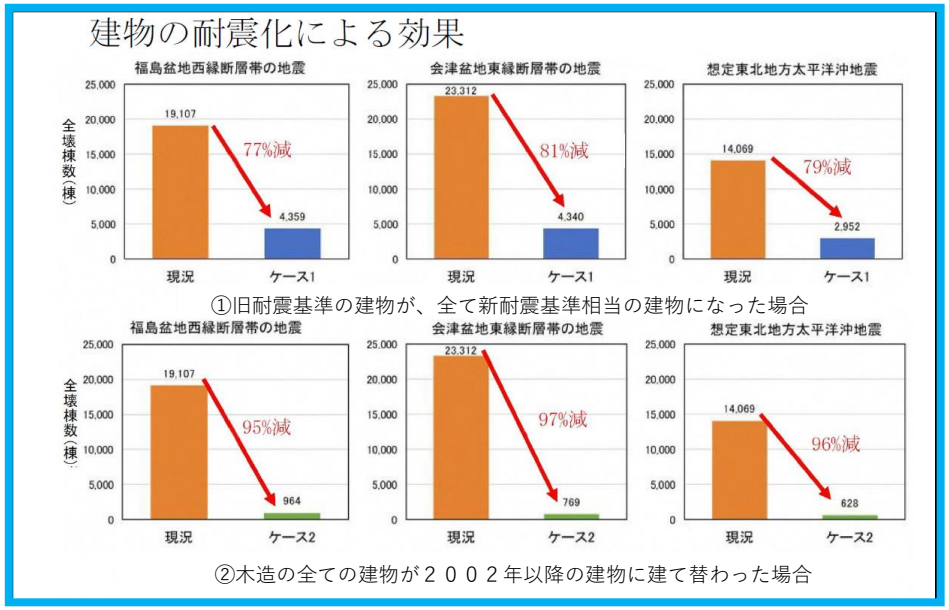

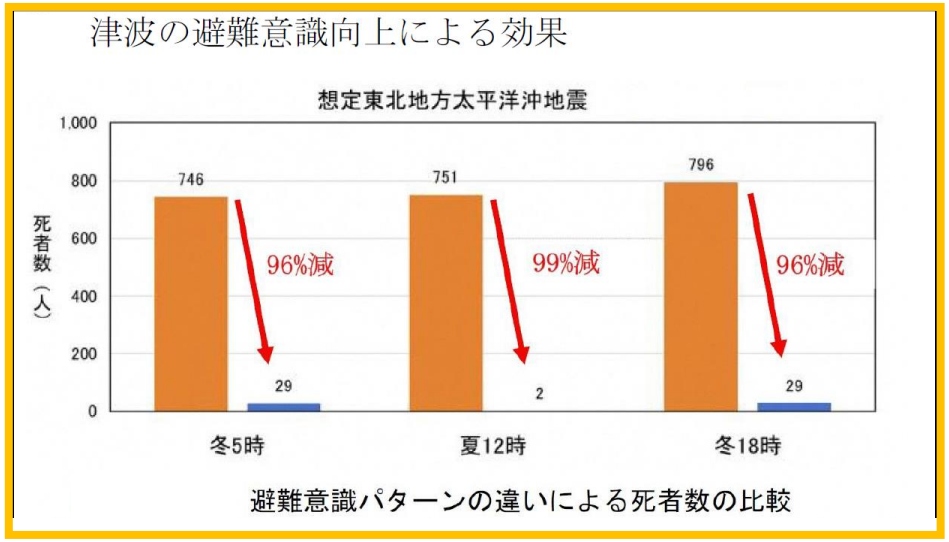

■揺れによる建物被害の効果（①及び②）
①旧耐震基準（１９８０年以前）の建物が、全て耐震対策を行い新耐震基準相当の建物になった場合
②木造の全ての建物が２００２年以降の建物に建て替わった場合

耐震化率を１００%にすれば
大きく被害が減少すると予測される

■津波の避難意識向上による効果
津波避難比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合の減災効果

避難訓練や避難対策などを定期的に行い、住民の啓発の場を設け、津波の避難意識を向上していくことが重要

2　警戒レベルの導入

警戒レベルの運用開始・避難情報の見直し

※「現行」は令和３年５月１９日以前を指す

避難情報関係

❶警戒レベル4避難勧告で避難せず被災する人が多いが、**警戒レベル4の避難勧告、避難指示(緊急)**の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また、両方が警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくい

・住民ウェブアンケートでは、
　－避難勧告・指示両方の意味を正しく理解していたのは2割未満

・市町村向けアンケートでは、
　－警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられ住民にわかりにくいとの回答が約7割

❷現行の警戒レベル5「災害発生情報」は、とるべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していない

❸現行の警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は、名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備」から名称が始まるため、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくい

・想定される浸水が浅く、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しても、立退き避難しか勧告・指示することができない
・高齢者等に早期避難を促すことができる明確な規定がない

❶避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化
（現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する）

❷災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ

❸早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考（現行）
5	災害発生又は切迫	命の危険　直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
	＜警戒レベル４までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令されるものではない
※2 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
（注） 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

・警戒レベル4避難指示で、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことを可能とする規定とし、屋内で安全確保することも促すことができるようにする
・警戒レベル3で高齢者等に避難すべきタイミングである旨を情報提供し、早期避難を呼びかけることができる規定とする

3　日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震「津波避難対策特別強化地域」の指定

日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震への対応

【日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）】

1道6県108市町村
推進地域のうち、日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波に係る津波避難対策を特別に強化すべき地域

＜指定基準の概要＞
○津波により30cm以上の浸水が地震発生から40分以内に生じる地域
○特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
○同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮
※積雪寒冷地以外の地域は30分以内（茨城県以南）

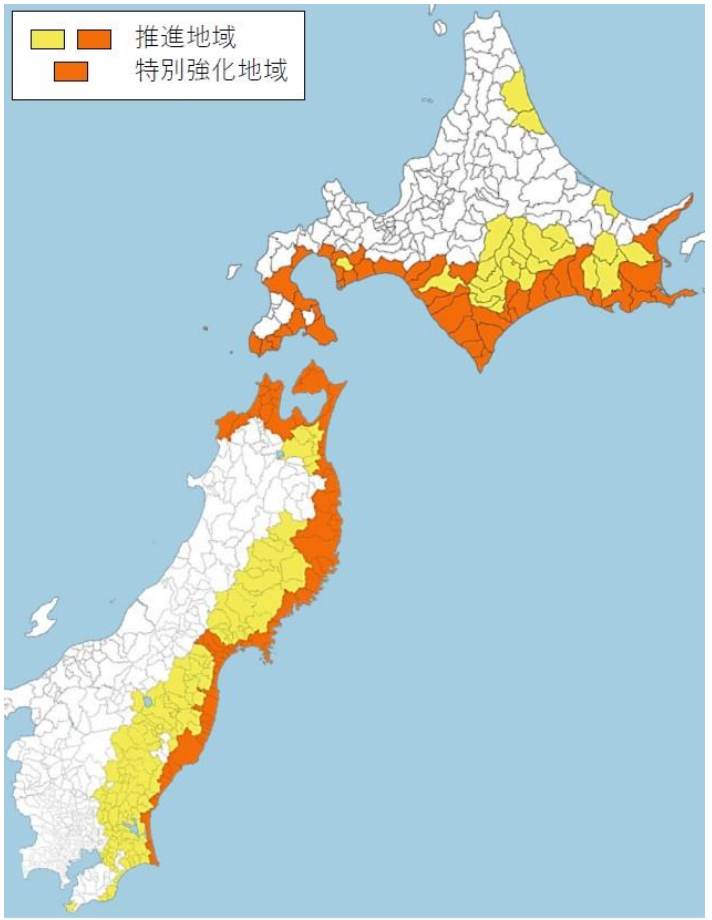

日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
(津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)
第十条　前条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

より一層の津波避難対策が求められる。

津波対策緊急事業計画を作成することができ、避難の用に供する施設や避難路などの整備に対し、国の負担の特例措置（嵩上：1/2⇒2/3）が適用される。

4　北海道・三陸沖後発地震注意情報の導入

北海道・三陸沖後発地震注意情報

■北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用開始（令和４年１２月１６日～）
○日本海溝・千島海溝沿いの想定震源域付近でMw(ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)7.0以上の地震が発生した場合、内閣府・気象庁合同記者会見により「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信する制度
○その後1週間程度は先発地震を上回る地震発生の可能性が高まることへの注意喚起を行う
後発地震発生確率は必ずしも高くはないものの、すぐに避難できる服装で就寝することなど、普段の生活においての注意を呼び掛ける

概ね２時間後に開催する、内閣府・気象庁の合同記者会見により発信

■名称　北海道・三陸沖後発地震注意情報

■情報発信の条件*1
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲（右上図）で、Mw7.0*2以上の地震が発生した場合

■対象エリア*1
最大クラスの地震により津波高３m以上、震度６弱以上が想定される地域
（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の対象市町村）

■受け手に取っていただきたい防災対応*1
地震発生後１週間程度、平時よりも巨大な地震の発生に注意し、地震への備えを徹底。
家具の固定等の「日頃からの地震の備えを再確認」に加え、
揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に、ただちに避難できる体制の準備

【住民】○避難経路・避難場所の確認
○すぐに逃げられる服装で就寝
○非常持出品の常時携帯　　等
【企業】○避難経路・避難誘導手順等の確認
○発災時の職員の役割分担の確認
○情報の正確な伝達・よびかけ　等

■発信の頻度（想定）*4　概ね２年に１回程度

巨大地震の想定震源域

津波高3m以上の範囲

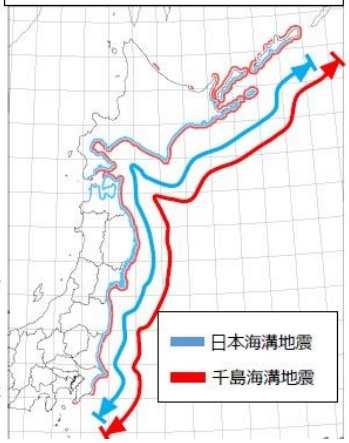

*1：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 対策検討WG報告書に定めのある事項
*2：一定以上の精度で求まったMw
*3：影響を与えるエリアの範囲（D）は、発生した 地震のMwによって変化する
*4：過去約100年の間に当該地域で発生したMw7.0以上の地震数から想定

（参考）　その他上位計画修正に伴い反映が必要な主な項目

〇迅速かつ的確な住民避難行動に向けた取組

〇避難行動要支援者への支援強化

〇迅速な被災者生活再建支援

〇災害時の受援体制の強化

〇物資の調達・輸送体制の強化

〇災害時の情報収集体制の強化

〇行政・NPO・ボランティア等による連携の強化

〇分散避難先（ホテル・旅館等）とハザードマップ等で安全確認した上での屋内安全確保

〇避難所運営でのDVや性暴力、ハラスメントの防止対策

〇食物アレルギーに配慮した食料の確保

〇安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化

〇性的マイノリティへの配慮

〇感震ブレーカー設置による火災対策

〇避難指示等を検討すべき項目に「線状降水帯」に関する情報を追加

〇原子力災害でも避難行動要支援者の個別避難計画を作成

など

5　災害の経験（その１）

近年の主な災害（平成30年３月計画改訂以降）

災害	発生日	人的被害	建物被害	その他被害
令和元年台風第１９号 （令和元年東日本台風）	令和元年１０月１１日 ～１３日	死者１名	全壊　５棟 半壊　１５３棟 一部破損　２２７棟	鹿島区全域、原町区の一部で断水
令和３年福島県沖地震 （M7.4　震度６弱）	令和３年２月１３日 ２３時７分	軽症者４名	全壊　１棟 大規模半壊　４棟 準半壊　５棟 一部破損　４７８棟	
令和４年福島県沖地震 （M7.4　震度６強）	令和４年３月１６日 ２３時３６分	軽症者５名	全壊　１４棟 大規模半壊　１４棟 中規模半壊　１９棟 半壊　１４１棟 準半壊　２７４棟 一部破損３，３２３棟	鹿島区で停電、水道管損壊による断水
令和５年台風第１３号	令和５年９月８日 ～９日		半壊以上１６棟 準半壊１棟 一部破損６０棟 （R5.10.20現在）	

台風等の風水害は事前予想することが可能
↓
事前に備えることを強調することで被害を最小限に抑える。

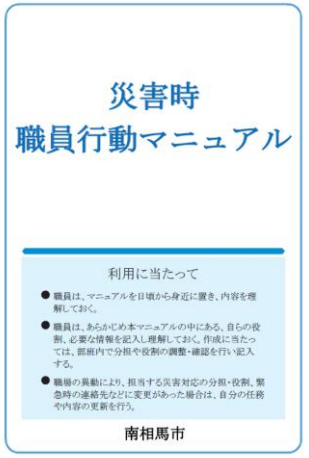

〇災害対策本部の初動体制強化
・部局別の災害応急対策の手順等を定めたマニュアル作成など、発生する事象を予め想定
・各部各班から報告を受け、令和元年東日本台風の検証を踏まえ災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を参考

〇安全意識の徹底：「職員の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を基本原則
・東日本大震災や令和元年東日本台風等の教訓から先行して作成した「災害時職員行動マニュアル」の内容を反映

5　災害の経験（その２）

【大変だった近年の出来事　／　令和元年東日本台風　・　令和４年福島県沖地震】

✓ **夜間の停電、しかも鹿島区一帯で断水に**（入浴支援？広域水道企業団からの情報は?えっ、誰が?）

✓ **ブルーシートなど大量の物資配布**　（ペットボトルやブルーシートの配布に住民が殺到、誰かなんとかしてくれ）

✓ **屋根にブルーシートの展張**（どこが担当するの？技術系災害ボランティアって何？）

“できなかった” 理由は、以下が不明確だった

◆自ら

事務分掌を明確化

◆いつ

防災行動計画
（タイムライン）作成

◆何をやる

各部各課が
事前に確認準備
※計画本文にも担当課名を追記

今回の見直しで **“できない”** 理由をなくす

“頼まれ仕事”　から　“自分ごと”　へ

仕組みの変更で一時の混乱はあると思います。

しかし、経験したからこそ過去の出来事をふりかえり、 地域防災の総合企画・調整をしていく

あの時を知る職員も徐々に減少（大震災の対応を、係内で話してみれば、気がつくと経験した職員が私だけ）

1　事務分掌を明確化

○事務分掌見直しの基本的な考え方

令和５年度南相馬市地域防災計画修正に係る事務分掌の見直しについては、本市を含む社会情勢等の変化も踏まえ、以下の考え方に基づき見直し素案を取りまとめた。

■各部課（班）が、「自ら」「いつ」「何をやる」を明確にし、平常時から災害に備え、災害応急対策を的確かつ確実に実施できるようにする

（１）要配慮者への対策強化

・避難行動要支援者名簿
・個別避難計画
・福祉避難所
・災害ボランティアセンター

→ 特定部への業務を軽減し、対応できる環境へ

①避難所の総括
健康福祉部　⇒　教育委員会事務局へ
②義援金の配分委員会
健康福祉部　⇒　復興企画部へ
※ただし、市条例による災害見舞金や弔慰金は健康福祉部のまま

（２）被災者によりそった生活再建への対策

・市民相談ワンストップサービス
・被災者台帳の整備
⇒全庁的な災害ケースマネジメントへ

→ 市民班の対応強化のため業務の担当見直し

③物資（食料・生活必需品）の確保供給
市民生活部　⇒　商工観光部へ（お米は農林水産部）
④物資（食料・生活必需品　※ペットボトル飲料水含む）の配付
（総括の指定なし）　⇒　商工観光部（総括）
総務部 又は商工観光部（物資班）から動員照会

（３）市災害対策本部体制の事務局体制改善

・本部問合せの電話対応で手がいっぱいで、初動対応が遅れる要因といった過去の教訓から、既に実践中だが、計画上からも分かるようにする

⑤総務部　⇔　復興企画部　※部内・課レベルの担当変更

（４）法令改正や新たな制度への対応

・前回計画見直し以降の法令改正等により、対応すべき事案に対する事務分掌の明確化

⑥受援体制の整備・受援計画作成（総務部）
⑦地域避難所の設置（復興企画部）
⑧避難所でのゴミ分別徹底、収集（市民生活部）
⑨避難所における感染症対策（保健福祉部）
⑩協定に基づく旅館ホテルへの妊産婦等避難（こども未来部）
⑪盛り土への防災対策（建設部・農林水産部・農業委員会事務局）
⑫水防計画への対応（復興企画部・各課）

（５）過去の災害時の課題への対応

・前回計画見直し以降に本市で発生した災害対応（令和元年東日本台風ほか）の課題を改善するため、事務分掌の明確化や見直し

⑬災害時職員行動マニュアルの徹底（各課）
⑭各災害対応業務の平時からの確認・マニュアル化（各課）
⑮避難所用防災倉庫等への物資分散備蓄（復興企画部）
⑯市内民間施設による入浴支援（市民生活部）
⑰相馬地方広域水道企業団との連携（建設部）
⑱給水拠点候補地の事前設定（建設部）
⑲公共施設の外水道解放による給水（教育委員会事務局）

（１）要配慮者への対策強化

東日本大震災時に、高齢者や障がい者等の要配慮者が多数犠牲になった教訓から、
- ◆避難行動要支援者名簿の作成義務化
- ◆名簿登録者の個別避難計画作成努力義務化

近年の災害でも、いまだ多くの高齢者等が被害を受けており、要配慮者をいかに救うかの体制構築が急務

健康福祉部の初動対応を要配慮者対策に重点化

- ・避難行動要支援者名簿作成
- ・個別避難計画作成
- ・災害ボランティアセンター

} 既に平常時から対応

①避難所の総括

- ・福祉避難所の総括

②義援金の配分委員会

【教育委員会事務局へ】

○教育総務班
- ・教育総務課・学校教育課
- ・文化財課　・生涯学習課
- ・中央図書館

部内横断体制で避難者数をとりまとめ（避難所総括）

※福祉避難所の総括は健康福祉部

【復興企画部へ】

○災害対策本部事務局
- ・コミュニティ推進課
- ・被災者支援課

※ただし、市条例による災害見舞金や弔慰金は健康福祉部のまま

（２）被災者によりそった生活再建への対策

市民班の初動対応を被災者相談に重点化

- ・市民相談ワンストップサービス
- ・被災者台帳の整備

⇒ 全庁的な災害ケースマネジメントへ

③物資（食料・生活必需品※ペットボトル飲料水含む）の確保調達
④配布の総括

・防災備蓄倉庫での物資受入供出【商工観光部・農林水産部】
⇒備蓄倉庫での受取り、避難所への運搬【市民生活部】
⇒避難者や在宅避難者への配付【担当未定】

- ・防災備蓄倉庫での物資受入供出
- ⇒避難所等への輸送運搬
- ⇒避難者や在宅避難者への配付

} 【商工観光部へ】
○商工観光班
- ・商工労政課
- ・移住定住課
- ・観光交流課

※拠点配布は総括のもと全庁動員対応
※お米は農政課
※配慮が必要で拠点へ来れない方へは災害ボランティアセンターへ協力要請

（３）市災害対策本部の事務局体制改善

⑤本部問合せの電話対応で手がいっぱいで、初動対応が遅れる要因といった過去の教訓から、既に実践中だが、計画上からも分かるようにする

本部への電話対応

○情報収集班・コミュニティ推進課
・被災者支援課
○広報班　・秘書課（報道関係）

会議資料作成など

○連絡調整班
・企画課
・イノベ政策課

（４）法令改正や新たな制度への対応

平成３１年（平成３０年度末）の計画見直しから５年近くが経過する中、災害対策基本法や関連法令の改正、上位計画等の見直しが行われた。

これに伴い、新たに記載・明確化すべき事務分掌（主なもの）

⑥受援体制の整備・受援計画作成【総務課】
…R3.6月、内閣府が受援計画作成の手引きを公表し市町村に受援計画作成を促したことの反映

⑦地域避難所の協定締結【危機管理課】
…南相馬市区長連絡協議会の「市と行政区の協働のまちづくり検討報告書」を受け、危険と思われる場所を通過せず、地域に身近な避難所が必要との課題から、R3.8月市独自に制度化

⑧避難所でのゴミ分別徹底、収集【生活環境課】
…南相馬市災害廃棄物処理計画R3.6月との整合

⑨避難所における感染症対策【健康づくり課】
…県地域防災計画R3、R4見直しの反映

⑩旅館ホテルへの妊産婦・乳幼児避難【こども家庭課】
…市旅館ホテル組合との協定R2.10月及び組織機構見直しの反映

⑪盛り土への防災対策【建設部・農林水産部・農業委員会事務局】
…盛土規制法R5.5月（R3熱海土石流を受けた国交省・農水省共管法）

⑫水防計画への対応【危機管理課・各課】
…市地域防災計画と市水防計画の一体化

（５）過去の災害時の課題への対応

計画見直しから、令和元年東日本台風、令和３年福島県沖地震、令和４年福島県沖地震、そして令和５年台風第１３号と、災害救助法適用となる大災害だけでも４回経験。

この間の災害対応の課題や改善点など、計画に明記し事務分掌を明確化すべき主なもの

⑬災害時職員行動マニュアルの徹底（各課）
…令和元年東日本台風の教訓
「全ての管理職員は、各職員の安全確保を最優先とする認識の下、指示し、行動しなければならない」

⑭各災害対応業務の平常時からの確認・マニュアル化（各課）
…現計画、総則・災害予防対策編第１部第１章第２-３へ既に明記

⑮避難所用防災倉庫等への物資分散備蓄（危機管理課）
…既に実施しているが、職員の共通認識とする必要から明記

⑯市内民間施設による入浴支援（環境政策課）
…過去の災害課題から既に実施しているが、事務分掌を明記

⑰相馬地方広域水道企業団との連携（水道課）
…令和元年東日本台風、令和４年３月福島県沖地震の課題（断水区域や復旧見込みなどの情報提供の不足）

⑱給水拠点候補地の事前設定（水道課）
…給水時の車両の動線などを意識して予め候補地を明記し、円滑な給水を実施

⑲公共施設の外水道解放による給水（生涯学習課）
…過去の災害課題から既に実施しているが、事務分掌を明記

2　防災行動計画（タイムライン）の作成

■風水害の場合（その１）

章	対応業務	事前配備 （風水害の場合）	初動段階（発災当日） 2時間以内	 24時間以内	応急段階 3日以内	 7日以内
1	災害対策本部体制	□風水害発生のおそれがある場合、災害対策本部等の設置・運営	□第１回本部員会議開催 □関係機関へ通知 □災害対策本部等の運営（代替庁舎確保）	□第２回本部員会議開催（以降適時開催）		
	職員の動員	□配備検討会議等で決定 □指定職員が事務局参集 □避難所従事予定者へ周知 □各部課による動員・配備	□通常業務の縮小 □職員登庁 □職員安否確認	□交代要員の確保	□災害対策要員への補給 ※災害対策要員が自ら確保できない場合	
2	災害情報の収集・伝達	□気象情報、警報等の伝達	□被害情報の調査・収集 □県への被害情報報告	□定期的な被害情報の収集・調査と報告		
	通信の確保	□停電に備え、可搬型発電機・ポータブルバッテリーの保管場所再点検・準備	□防災行政無線の確認 □電話回線の確保 □インターネット回線の確保		□停電時応急電源（移動電源車）の東北総合通信局への貸与要請	
	災害広報	□防災メール・防災行政無線等による情報発信	□緊急速報メールや防災行政無線等による情報発信 □広報車による情報発信	□被害速報マスコミ提供 □災害対応ホームページ掲載		
	災害相談対策	□相談窓口の開設検討 □ワンストップ窓口の開設検討	□相談窓口体制の検討	□相談窓口の開設・周知 □被災者支援制度関係課への動員要請	□相談窓口の受付開始 □被災者支援制度の市民説明会開催日の周知	□市民説明会の開催 □ワンストップ窓口の受付開始
3	相互応援協力 自衛隊災害派遣	□県へ気象情報を踏まえた自衛隊派遣要請の可能性伝達		□県への応援要請 □他区市町村への応援要請 □県経由で自衛隊派遣要請	□広域応援の受入準備 □民間事業者への応援要請 □災害派遣部隊の受入準備	
6	避難・避難所	□避難指示等発令見込みの周知 □自主避難の呼び掛け・高齢者等避難・避難指示の発令 □避難場所の確保 □自主避難所の開設・周知	□緊急安全確保の発令 □県への報告 □住民への周知・誘導 □避難所の運営	□福祉避難所への移送が必要な者の調査 □警戒区域の設定		□災害規模に応じた避難所の集約及び閉鎖 □広域一時滞在の要請 □安否情報の提供
5	消防・水防活動 救急・救助		□地域による活動 □消防団による活動 □消防本部による活動 □ヘリコプターによる消火・救助活動の要請	□消防の広域応援要請		

■風水害の場合（その２）

章	対応業務	事前配備 （風水害の場合）	初動段階（発災当日）		応急段階	
			２時間以内	24 時間以内	３日以内	７日以内
7	医療救護			□医療救護本部の設置 □医療救護班の編成・派遣 □医薬品等の確保 □救護所の設置	□人工透析の供給確保	□避難所救護所の設置 □巡回医療活動
8	救援（給水・食料・生活物資）	□避難所用防災倉庫の物資数量再点検（水・毛布）	□避難所用防災倉庫から備蓄品（水・毛布等）の供給	□応急給水活動の開始	□協定事業者等からの生活必需品の確保 □地域内輸送拠点の選定	□救援物資受入れ □民間物流事業者の活用
9	緊急輸送		□ヘリコプター臨時離着陸場の確保	□車両・燃料等の確保 □緊急輸送路等の確保	□緊急通行車両等確認申請書の提出	
10	警備活動・交通規制		□避難誘導 □救助活動	□交通規制の実施・周知	□緊急通行車両証明書発行	
12	防疫・保健活動			□給水、炊き出し等食品衛生指導 □（断水時）入浴支援の検討	□被災地の消毒 □避難所の衛生指導 □入浴サービスの提供	□精神保健活動 □栄養指導 □保健指導 □動物救護対策
11	障害物の除去			□道路啓開	□住宅関係障害物の撤去	□河川における障害物の除去
	廃棄物処理	□災害がれき等仮置き場確保	□災害がれき等処理体制の検討 □受付開始見込み日の検討	□受付開始日の伝達	□受付開始 □がれきの種類別の分別指導 □し尿処理関連事業者への人員、資機材等の確保の要請 □生活ごみ・避難所ごみの処理 □仮設トイレの設置	□し尿処理が困難な場合の県への要請
17	救援（義援物資・義援金）			□義援金の受入周知 □義援金受入口座の公表		
15	上水道応急対策		□被害状況の調査	□被害情報の広報 □重要施設からの応急復旧作業		
15	下水道応急対策		□被害状況の調査	□被害情報の広報 □重要施設からの応急復旧作業		

■風水害の場合（その３）

章	対応業務	事前配備 （風水害の場合）	初動段階（発災当日） ２時間以内	 24 時間以内	応急段階 ３日以内	 ７日以内
15	道路応急対策		□被害状況の調査	□交通規制の周知 □被害状況の周知	□緊急輸送路等の応急復旧作業	
16	児童生徒等の保護	□臨時休業・休園の検討 □保護者への伝達 □自主避難所の開設・伝達	□児童・生徒等安全な避難 □被害状況調査	□授業方針の検討・周知 ※避難所開設期間中含む		□応急教育対策
17	要配慮者対策	□地域による要配慮者への声かけ □避難誘導の要請	□安否の確認対象者検討 ※避難行動要支援者名簿	□福祉避難所の開設検討 □安否の確認開始	□福祉避難所の開設 □社会福祉施設等への受入要請	
18	ボランティアの受入れ			□ボランティアセンターの開設検討	□ボランティアセンターの設置 □受付開始	□活動状況報告
19	危険物施設等の対策	□緊急措置等対策人員の確保	□被害状況の調査	□二次災害防止のための措置		
20	災害救助法の適用	□災害が発生するおそれがある場合の救助法適用に係る県との連絡・調整 □おそれ段階で適用となった場合の避難所・福祉避難所の開設実施状況の県への情報提供		□適用基準に該当した場合又は見込みである場合の県への情報提供	□被災者の救出費用の確認	□避難所（福祉避難所含む）供与費用の確認 □炊き出し等食品供与費用の確認 □飲料水の供給費用の確認
13	応急住宅対策				□応急住宅の供与検討	□住家の被害認定調査準備 □罹災証明書等の交付準備 □応急修理の準備
14	遺体対策			□遺体、行方不明者の捜索 □遺体収容所の設置 □遺体の搬送	□遺体の検案 □遺体の引き渡し □火葬場の調整	□身元不明遺体の火葬

■地震・津波の場合（その１）

風水害と比較して
赤字は地震・津波で新規に記載した対策
青字は、時期をずらした対策

章	対応業務	初動段階（発災当日）		応急段階	
		２時間以内	24 時間以内	３日以内	７日以内
1	災害対策本部体制	□災害対策本部等の運営 （庁舎点検、代替庁舎確保） □第１回本部員会議開催	□関係機関へ通知 □対策で使用する施設の応急危険度判定、応急復旧 □第２回本部員会議開催 （以降適時開催）		
	職員の動員	□通常業務の縮小 □職員登庁	□職員安否確認 □交代要員の確保	□災害対策要員への補給 ※災害対策要員が自ら確保できない場合	
2	災害情報の収集・伝達	□被害情報の調査・収集 □県への被害情報報告（第１報）	□定期的な被害情報の収集・調査と報告	□定期的な被害情報の収集・調査と報告	□定期的な被害情報の収集・調査と報告
	通信の確保	□防災行政無線の確認 □電話回線の確保 □インターネット回線の確保		□停電時応急電源（移動電源車）の東北総合通信局への貸与要請	
	災害広報	□緊急速報メールや防災行政無線等による情報発信 □海岸付近での避難呼びかけ	□広報車による情報発信 □被害速報マスコミ提供 □災害対応ホームページ掲載		□災害広報紙の配布
	災害相談対策		□被害規模に応じたワンストップ窓口の開設検討 □被災者支援制度関係課への動員要請	□相談窓口の開設・周知 □相談窓口体制の検討	□被災者支援制度の市民説明会開催日の周知 □相談窓口の受付開始 □市民説明会の開催 □ワンストップ窓口の受付開始
3	相互応援協力 自衛隊災害派遣		□県への応援要請 □他区市町村への応援要請 □県経由で自衛隊派遣要請	□広域応援の受入準備 □民間事業者への応援要請 □災害派遣部隊の受入準備	
6	避難・避難所	□緊急安全確保（津波避難）の発令 □住民への周知 □避難場所の開設 □県への報告	□福祉避難所への移送が必要な者の調査 □警戒区域の設定 □孤立者の救助・誘導	□避難所の運営	□広域一時滞在の要請 □安否情報の提供
5	消火活動 救急・救助	□地域による活動 □消防団による活動 □消防本部による活動	□消防の広域応援要請 □ヘリコプターによる消火・救助活動の要請		

■地震・津波の場合（その2）

章	対応業務	初動段階（発災当日）		応急段階	
		2時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内
7	医療救護		□医療救護本部の設置 □医療救護班の編成・派遣 □医薬品等の確保 □救護所の設置	□人工透析の供給確保	□避難所救護所の設置 □巡回医療活動
8	救援（給水・食料・生活物資）	□避難所用防災倉庫から備蓄品（水・毛布等）の供給	□応急給水活動の開始	□協定事業者等からの食料・生活必需品料の確保 □地域内輸送拠点の選定	□救援物資受入れ □民間物流事業者の活用
9	緊急輸送		□車両・燃料等の確保 □緊急輸送路等の確保 □ヘリコプター臨時離着陸場の確保	□緊急通行車両等確認申請書の提出	
10	警備活動・交通規制	□避難誘導 □救助活動 □津波浸水区域への交通規制	□交通規制の実施・周知	□緊急通行車両証明書発行	
12	防疫・保健活動			□給水、炊き出し等食品衛生指導 □（断水時）入浴支援の検討□被災地の消毒 □避難所の衛生指導 □入浴サービスの提供	□精神保健活動 □栄養指導 □保健指導 □動物救護対策
11	障害物の除去		□道路啓開		□住宅関係障害物の撤去 □河川における障害物の除去
	廃棄物処理		□災害がれき等仮置き場確保 □災害がれき等処理体制の検討 □受付開始見込み日の検討 □受付開始日の伝達	□受付開始 □がれきの種類別の分別指導 □し尿処理関連事業者への人員、資機材等の確保の要請 □生活ごみ・避難所ごみの処理 □仮設トイレの設置	□し尿処理が困難な場合の県への要請
17	救援（義援物資・義援金）		□義援金の受入周知 □義援金受入口座の公表		
15	上水道応急対策	□被害状況の調査	□被害情報の広報 □重要施設からの応急復旧作業		

■地震・津波の場合（その3）

章	対応業務	初動段階（発災当日）		応急段階	
		2時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内
15	下水道応急対策	□被害状況の調査	□被害情報の広報 □重要施設からの応急復旧作業		
15	道路応急対策	□被害状況の調査	□交通規制の周知 □被害状況の周知	□緊急輸送路等の応急復旧作業	
16	児童生徒等の保護	□児童・生徒等安全な避難 □被害状況調査	□授業方針の検討・周知 ※避難所開設期間中含む		□応急教育対策
17	要配慮者対策	□安否の確認対象者検討 ※避難行動要支援者名簿	□福祉避難所の開設検討 □安否の確認開始	□福祉避難所の開設 □社会福祉施設等への受入要請	
18	ボランティアの受入れ		□ボランティアセンターの開設検討	□ボランティアセンターの設置 □受付開始	□活動状況報告
19	危険物施設等の対策	□被害状況の調査	□二次災害防止のための措置		
20	災害救助法の適用		□適用基準に該当した場合又は見込みである場合の県への情報提供	□被災者の救出費用の確認	□避難所（福祉避難所含む）供与費用の確認 □炊き出し等食品供与費用の確認 □飲料水の供給費用の確認
13	応急住宅対策		□被災建築物の応急危険度判定の準備 □被災宅地の危険度判定の準備	□被災建築物の応急危険度判定の実施 □被災宅地の危険度判定の実施 □応急住宅の供与検討	□住家の被害認定調査準備 □罹災証明書等の交付準備 □応急修理の準備
14	遺体対策		□遺体、行方不明者の捜索 □遺体収容所の設置 □遺体の搬送	□遺体の検案 □遺体の引き渡し □火葬場の調整	□身元不明遺体の火葬

計画修正のスケジュール

令和５年	１２月１９日（火）	令和５年度第１回　南相馬市防災会議
		※防災会議委員への意見照会　～〆1/29
		≪福島県への意見照会含む≫
令和６年	１月１０日（水）～	市民へのパブリックコメント手続き〆1/29
	１月下旬	市内の各区地域協議会へ報告
	１月２９日（月）	防災会議委員への意見照会期限（～17:15）
		※修正素案に意見を反映
	２月２６日（月）	令和５年度第２回　南相馬市防災会議
		※修正案　承認に向けた審議
	２月下旬以降	県知事等への報告、要旨の公表